

「匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（案）」に対する意見募集結果

令和7年4月1日から新たに施行される「匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」の条例施行規則（案）について、意見を募集した結果は下記のとおりです。

記

1 意見募集の実施期間

令和7年1月27日（月）から令和7年2月28日（金）まで

2 意見の提出状況

提出された意見はありませんでした。

3 意見の募集方法

市ホームページで周知し、電子メール、FAX、郵送又は持参のいずれかの方法で意見の提出を求めました。

また、次の5施設に公表資料、意見箱及び意見記入用紙を設置しました。

- （1）市役所（玄関ロビー行政資料コーナー）
- （2）野栄総合支所（玄関ロビー）
- （3）匝瑳市民病院（玄関ロビー）
- （4）市民ふれあいセンター（玄関ホール）
- （5）八日市場公民館（エントランスホール）